

## 新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休校による子どもの居場所の確保のための小学校の施設利用について（名護市HP掲載用）

- 1 児童受け入れ期間 令和2年3月9日（月）～3月13日（金）
- 2 受け入れ対象児童  
各小学校に在籍する1・2年生で、学校休校期間中に自宅で1人で過ごす状況になる児童で、下の①～③の条件をすべて満たしている児童とする。
  - ① 両親共働き等で両親が自宅にいない児童
  - ② 小学校3年生以上の兄弟もおらず、自宅に1人で過ごす状況の児童
  - ③ 現在、学童クラブ等の預かり施設を利用していない児童※ 但し、3学年以上の児童であっても、特別な支援を要する児童等の受け入れについては学校の裁量による。（学校の規模や状況に応じて判断する）
- 3 児童受け入れ時間 8：15～15：00（受入時間中は原則校外に出ない）
- 4 小学校施設利用場所 各小学校に確認してください。
- 5 申込み方法  
「学校休校期間中の小学校での施設利用の申込書」を各小学校ホームページからダウンロードする、もしくは、学校から直接もらい、必要事項を記入の上、小学校へ提出してください。
- 6 小学校施設利用に際しての注意
  - ① 感染予防の観点から… できる限りマスクを着用させる。
  - ② 拡大防止の観点から… 手洗いの、換気の徹底、活動場所の分散  
教室等の活動施設に、15人程度にとどめる。
- 7 その他
  - ① 持ち物 … 自習用具（課題等）、弁当水筒
  - ② 受け入れ時間中は原則、校外への外出はできませんので、弁当は必ず持参させてください。
  - ③ 家庭の事情で、時間変更がある場合は朝9時までに学校へ連絡してください。
  - ④ 風邪等の症状がある児童は、登校を控えてください。
  - ⑤ 登校の前に、検温するなど児童の健康状態の把握に努めるようお願いいたします。
  - ⑥ 登下校の方法については、保護者の責任のもと判断をお願いいたします。